

平成29年度

定期監査報告書

とがち広域消防事務組合
監 査 委 員

十消監査第25号
平成30年3月26日

とちち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿 様
とちち広域消防事務組合
議 長 小 森 唯 永 様

とちち広域消防事務組合
監査委員 林 伸 英
監査委員 佐 藤 和 也

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

物品供給にかかる契約事務の執行状況について

第2 監査の目的

物品供給にかかる契約事務について、関係する法令などに基づき事務処理が行われているか監査を行い、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

第3 監査の対象

事務局、消防局

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成29年4月1日から平成29年10月31日までに執行された契約事務

2 方法

調書の提出を受けたうえで抽出により関係書類の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 契約の方法及び手続は適正か。
- 2 契約の執行状況と履行確認は適正か。
- 3 支出手続は適正か。

第6 監査の期間

平成29年11月28日から平成30年3月23日まで

第7 監査の結果

物品供給にかかる契約事務の執行状況について、着眼点に沿って監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

1 契約方法及び手続について

(1) 契約手続について

見積合わせ等を行う契約においては、予定価格を定める必要があるが、支出書類上明確ではないものがあった。

2 支出手続について

(1) 支出負担行為の確認について

支出においては、支出負担行為を行う必要があるが、支出書類上明確ではないものがあった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、物品供給にかかる契約事務の執行につきましては、おおむね適正であることが認められました。

しかしながら、予定価格の設定や支出負担行為において、その行為が明確ではないものが見受けられました。

今後につきましては、根拠法令の確認はもとより、財務事務の習熟を図られるなど、より適正な事務の執行に努められますよう期待いたします。